

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、内部部局の職員に自衛官を加えるための規定の整備、防衛審議官の新設、航空自衛隊の航空総隊の改編、早期退職募集制度に対応するための若年定年退職者給付金の支給に係る規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛隊の定数を二段階で改定することとし、最終的に陸上自衛官十五万二千二十三人（六百十八人の減員）、海上自衛官四万五千四百九十四人（五十六人の減員）、航空自衛官四万七千七十三人（五十五人の減員）、共同の部隊に所属する自衛官千二百五十三人（九十四人の増員）、統合幕僚監部に所属する自衛官三百六十七人（八人の増員）、情報本部に所属する自衛官千九百十人（一人の増員）及び内部部局に所属する自衛官四十人の総計二十四万七千六十人（五百八十六人の減員）とする。また、即応予備自衛官の員数を八千七百七十五人（二百九十二人の減員）とする。

二、文官と自衛官の一体感を醸成しつつ、防衛大臣の的確かつ迅速な意思決定を確保するため、内部部局の職員に自衛官を加えるための規定の整備を行う。

三、防衛省における対外関係業務等の増大に鑑み、政務の補佐体制に万全を期すため、当該業務等を総括整理する防衛審議官を新設する。

四、航空自衛隊の航空総隊の編成に航空戦術教導団を加えるとともに、航空開発実験集団司令部の東京都への移転等を行う。

五、早期退職募集制度に対応するため、若年定年退職者給付金の支給に係る規定の整備を行う。

六、本法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。